

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(新設の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による届出は、特定大規模集客施設の新設が次に掲げる法令の規定による確認若しくは許可又は届出を要するものであるときは、当該確認若しくは許可に係る申請又は当該届出に先立って行うよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第9条第1項</u>若しくは<u>第17条第1項</u>の規定による届出</p> <p>(4) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(新設の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による届出は、特定大規模集客施設の新設が次に掲げる法令の規定による確認若しくは許可又は届出を要するものであるときは、当該確認若しくは許可に係る申請又は当該届出に先立って行うよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第3条第1項</u>若しくは<u>第10条第1項</u>の規定による届出</p> <p>(4) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。